



テニス安心プラン【S】の約款

重要事項等説明書と合わせてご一読いただき、ご加入内容をご確認ください。



目次

<テニス補償（傷害補償、賠償責任補償）>		<携行品損害補償>	
◎賠償責任保険普通保険約款	1	◎動産総合保険普通保険約款	26
◎テニス特別約款	11	◎携行品一式契約特約	37
◎保険料分割払特約（団体用）	23	◎臨時費用対象外特約	38
◎共同保険に関する特約	25	◎残存物取片づけ費用対象外特約	38
		◎管球類単独損害対象外特約	38
		◎電氣的・機械的的事故対象外特約	39
		◎擦傷等危険対象外特約	39
		◎楽器特約	39
		◎日付変更に関する損害対象外特約	39
		◎テロ危険等対象外特約	40
		◎美術品格落損害対象外特約	40
		◎保険料分割払特約（クレジットカード団体用）	40
		◎共同保険に関する特約	43
		◎テニス安心プラン【S】（携行品損害補償）に関する追加特約	43

株式会社クレディセゾン（以下「甲」といいます。）とSOMPOダイレクト損害保険株式会社および損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」といいます。）は、テニス安心プランについて特約を締結しています。約款中の  内に記載している事項およびテニス安心プラン【S】（携行品損害補償）に関する追加特約は締結した特約に基づくものです。

＜テニス補償（傷害補償、賠償責任補償）＞

賠償責任保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用語	説明
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
環境汚染	流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	特約記載の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約等	この普通保険約款に付帯される特別約款および特約をいいます。
入場者	保険期間中に、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特別約款記載の事故（注1）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによ

て被る損害（注2）に対して、保険金を支払います。

（注1）特別約款記載の事故

以下「事故」といいます。

（注2）法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

以下「損害」といいます。

第3条（損害の範囲および責任限度）

（1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のとおりとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
 - ② 被保険者が第21条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
 - ③ 被保険者が第21条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用
 - ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用
 - ⑤ 被保険者が第22条（当社による解決）（1）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
 - ⑥ 前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第21条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
 - ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した次の費用
 - ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 - イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- （2）当社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。

（3）1回の事故について、当社が支払うべき（1）の①の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

（1）の①の損害賠償金の額－保険証券に記載された免責金額*

※免責金額 0円

（4）当社は、（1）の②から⑦までの費用についてはその全額を支払います。ただし、（1）の①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、（1）の④、⑤および⑦の費用は、次の算式によって得られた額とします。

（1）の④、⑤および⑦の費用 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{（1）①の損害賠償金の額}}$

第4条（保険適用地域）

（1）当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券記載の国または地域*（注）において発生した事故に起因する損害にかぎります。

※テニス安心プランにおいては、日本国内とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、保険証券適用地域において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。

（3）この普通保険約款に付帯される特約等に（1）または（2）と異なる規定がある場合は、その特約等の規定に従います。

（注）保険証券記載の国または地域

以下「保険証券適用地域」といいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の

放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任

- ⑤ 環境汚染に起因する賠償責任
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた賠償責任
- ⑦ ④以外の放射線照射または放射能汚染に起因する賠償責任
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑨ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑩ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑪ 排水または排気（注4）によって生じた賠償責任
- ⑫ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注4）排気

煙または蒸気を含みます。

第3章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。

被保険者ごとの保険期間については、重要事項等説明書をご覧ください。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第7条（調査）

当会社は、保険期間中いつでも、事故発生の子防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第8条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注1）
 - ③ 保険媒介者（注2）が、保険契約者または被保険者が(2)に規定する事実を告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者（注2）にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
 - ④ 保険媒介者（注2）が、保険契約者または被保険者に対し(2)に規定する事実を告げることをせず、または事実と異なることを告げることを勧めた場合。ただし、保険媒介者（注2）にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
 - ⑤ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に

告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

⑥ 当社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（４）事故が生じた後に（２）の規定による解除がなされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（注１）事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（注２）保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。ただし、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第９条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。

（注）告知事項に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実を除きます。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合は適用しません。

（４）（２）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（７）（６）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注）この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第１０条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第１１条（契約内容の変更）

（１）保険契約者は、第８条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

（２）（１）の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害については、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約等の規定に従い、保険金を支払います。

第１２条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ

とができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、

次の損害については適用しません。

- ① (1)の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当社は、この保険契約に適用される特約等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第8条(告知義務)(3)⑤の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
②第9条(通知義務)(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注1)する場合	<p>ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。</p> <p>イ. 保険料が、ア. 以外によって定められる場合 (ア)変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料=(変更前の保険料-変更後の保険料)×(1-既経過期間(注2))に対応する別表に掲げる短期料率)</p> <p>(イ)変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料=(変更後の保険料-変更前の保険料)×未経過期間(注2))に対応する別表に掲げる短期料率</p>
③ 第11条(契約内容の変更)(1)の承認をする場合	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約等の規定に従い、保険金を支払い

ます。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく危険の増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注2) 既経過期間・未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり。

第16条(保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 算出された保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料とします。

第17条(保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条(保険料の取扱い—無効・取消し・失効の場合)

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条（１）の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × $\left(1 - \begin{matrix} \text{既経過保険料 (注)} \\ \text{に対応する別表に} \\ \text{掲げる短期料率} \end{matrix} \right)$

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第19条（保険料の取扱い—解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第8条（告知義務）（２）、第9条（通知義務）（２）もしくは（６）、第13条（重大事由による解除）（１）または第15条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）（２）の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × $\left(1 - \begin{matrix} \text{既経過保険料 (注)} \\ \text{に対応する別表に} \\ \text{掲げる短期料率} \end{matrix} \right)$
② 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第20条（失効・解除の特例）

- (1) 第18条（保険料の取扱い—無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第16条（保険料の精算）（３）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第16条（保険料の精算）（３）の規定によって保険料を精算します。

第21条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次のア. からウ. までの事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. ア. について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第22条(当社による解決)

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第23条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 第3条(損害の範囲および責任限度)(1)の①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第3条(損害の範囲および責任限度)(1)の②から⑦までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑤ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (4) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
 - (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 - (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証

拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

(7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者

法律上の配偶者にかぎりず。

第24条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関

による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるとときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注1)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第27条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条(損害の範囲および責任限度)(1)の①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条(損害の範囲および責任限度)(1)の②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第28条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は、他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、それぞれの保険契約者または被保険者は、連帯してこの普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約等に関する義務を負うものとします。

(4) 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第29条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

テニス特別約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テニス施設	もっぱらテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。
テニス用品	テニスラケット、テニスボールその他のテニス用に設計された物および被服類ならびにこれらを収容するバッグ類をいいます。保険証券記載のものにかぎります。

入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	各条項においてそれぞれ次に掲げるものをいいます。 ① 第2章賠償責任補償条項においては、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金 ② 第3章傷害補償条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金 ③ 第4章テニス用品補償条項においては、同条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金 ④ 第5章基本条項においては、①から③までに規定する保険金

第2章 賠償責任補償条項

第1条 (事故)

この補償条項において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の「事故」とは、日本国内のテニス施設内において被保険者が自ら行うテニスの練習、競技または指導(注)中に生じた偶然な事故をいいます。

(注) テニスの練習、競技または指導

これらに伴う更衣、休憩を含みます。以下同様とする。

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この補償条項における被保険者は、次の①または②に該当する者をいいます。

- ① 普通保険約款第1条(用語の定義)に規定する被保険者
- ② ①に規定する被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者(注)。ただし、①に規定する被保険者に関する事故にかぎります。

(2) (1)の①に規定する被保険者と(1)の②に規定する被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注) 監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者

①に規定する被保険者の親族にかぎります。

第3章 傷害補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内のテニス施設内において、テニスの練習、競技また

は指導中に、急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1）急激かつ偶然な外来の事故

以下「事故」といいます。

（注2）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎりません。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第5章基本条項第11条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第5章基本条項第11条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（注）保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額

第4条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次

の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、

(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{別表1に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1.5}{1,000} \times \frac{\text{入院した日数}}{\text{注1}} = \text{入院保険金の額}$$

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

（注1）入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1}{1,000} \times \text{通院した日数} = \text{通院保険金の額}$$

(注1)

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{けい}靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(注2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(5) 当社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

第7条 (傷害危険を引き受けない場合)

傷害危険を引き受けない場合においては、第1条(保険金を支払う場合)から前条までの規定の適用はないものとします。

第4章 テニス用品補償条項

テニス安心プランにおいては、テニス用品補償条項は適用しません。
テニス用品の補償については、携行品損害補償で行います。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内のテニス施設内においてテニス用品について生じた次の損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

① 盗難による損害(注)。ただし、テニスボールの盗難については、他のテニス用品と同時に生じた場合にかぎります。

② テニスラケットの折損または曲損。ただし、ガットのみが生じた場合を除きます。

(注) 盗難による損害

盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。以下同様とします。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 自然の消耗または性質による変質その他類似の事由に起因する損害

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)に起因する損害

④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する損害

⑤ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険金の支払額)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害が生じたテニス用品の損害発生時の時価によって算出した損害額の全額を、保険証券記載のテニス用品の保険金額(以下この補償条項において「保険金額」といいます。)を限度として、保険金を支払います。

第4条 (費用の支払)

当社は、被保険者があらかじめ当社の同意を得て盗難を被ったテニス用品の発見回収のために支出した費用を支払います。ただし、前条により支払うべき保険金と合算して、保険金額をもって限度とします。

第5条（残存保険金額）

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害の生じた時以降の保険期間に対する保険金額とします。

第6条（テニス用品の危険を引き受けない場合）

テニス用品の危険を引き受けない場合においては、第1条（保険金を支払う場合）から前条までの規定の適用はないものとします。

第5章 基本条項

第1条（傷害補償条項における重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に基づく保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る第3章傷害補償条項に規定する保険金の保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼

を損ない、この特約に基づく保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に基づく保険契約（注2）を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害（注3）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

（注3）傷害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注4）保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第2条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し第3章傷害補償条項（注）を解除することを求めることができます。
- ① 第3章傷害補償条項（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、第3章傷害補償条項(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、第3章傷害補償条項(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、第3章傷害補償条項(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当社に対する通知をもって、第3章傷害補償条項(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4) (3)の規定により第3章傷害補償条項(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 第3章傷害補償条項

その被保険者に係る部分にかぎります。

第3条 (傷害補償条項の無効)

第3章傷害補償条項において保険契約者以外の者を被保険者とし、死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったときは、同条項は無効とします。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第4条 (保険料の取扱い—特約解除の場合)

この特約に基づく保険契約(注1)または第3章傷害補償条項(注2)が解除となる場合は、当会社は、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第1条(傷害補償条項における重大事由による解除)(1)の規定により当会社がこの特約に基づく保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間(注3))に対応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
② 第1条(2)の規定により当会社が	

この特約に基づく保険契約(注1)を解除した場合	既に払い込まれた第3章傷害補償条項(注2)の保険料×(1-既経過期間(注3))に対応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
③ 第2条(被保険者による傷害補償条項の解除請求)(2)の規定により保険契約者が解除した場合	
④ 第2条(3)の規定により被保険者が解除した場合	

(注1) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注2) 第3章傷害補償条項

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第5条 (保険料の取扱い—傷害補償条項の無効の場合)

第3章傷害補償条項が無効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区 分	保険料の返還
第3条(傷害補償条項の無効)の規定により第3章傷害補償条項が無効となる場合	既に払い込まれた第3章傷害補償条項の保険料の全額を返還します。

第6条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が第3章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、下表の「傷害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

傷害発生時の義務	差し引く金額
事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

(2) 保険契約者または被保険者は、第4章テニス用品補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことを知った場合は、普通保険約款第21条（事故の発生）②、③および⑤から⑦までの「事故発生時の義務」のほか、下表の「損害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、同条②、③および⑤から⑦までおよび下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

損害発生時の義務	差し引く金額
損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時	
① 第3章傷害補償条項に係る保険金	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が被った同条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	エ. 通院保険金	被保険者が被った同条項第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 第4章テニス用品補償条項に係る保険金	同条項第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時	

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいけない場合は、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害もしくは傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者
法律上の配偶者にかぎります。

第8条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日

本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条(所有権の帰属)

損害の生じたテニス用品について、当社が第4章テニス用品補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払った場合は、そのテニス用品の所有権は、当社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金(注)のテニス用品の価額に対する割合によって当社に移転します。

(注) 保険金

第4章テニス用品補償条項第4条(費用の支払)の費用を含みません。

第10条(代位)

普通保険約款第26条(代位)の規定にかかわらず、当社が第3章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第11条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第12条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の次の補償条項については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 第3章傷害補償条項

普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)、同第3条(損害の範囲および責任限度)、同第5条(保険金を支払わない場合)、同第13条(重大事由による解除)ならびに同第21条(事故の発生)から同第27条(先取特権)までの規定は適用しません。

② 第4章テニス用品補償条項

普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)、同第3条(損害の範囲および責任限度)、同第5条(保険金を支払わない場合)、同第22条(当社による解決)から同第24条(保険金の支払時期)までおよび同第27条(先取特権)の規定は適用しません。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

この特約第3章傷害補償条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語の定義)の危険の規定中「損害の発生の可能性」とあるのは「傷害の発生の可能性」

② 第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「損害」とあるのは「傷害」

③ 第8条(告知義務)(5)、第9条(通知義務)(4)および(5)および(7)、第11条(契約内容の変更)(2)ならびに第15条(保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)および(4)の規定中「事故による損害」とあるのは「傷害」

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したのもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	69%

	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの	42%

	<p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃した もの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したのもの(足指の用を廃した ものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠 位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは 近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著 しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になっ たもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を 失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の 用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀(そ)しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解するこ とができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができ ない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話 声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p>	26%

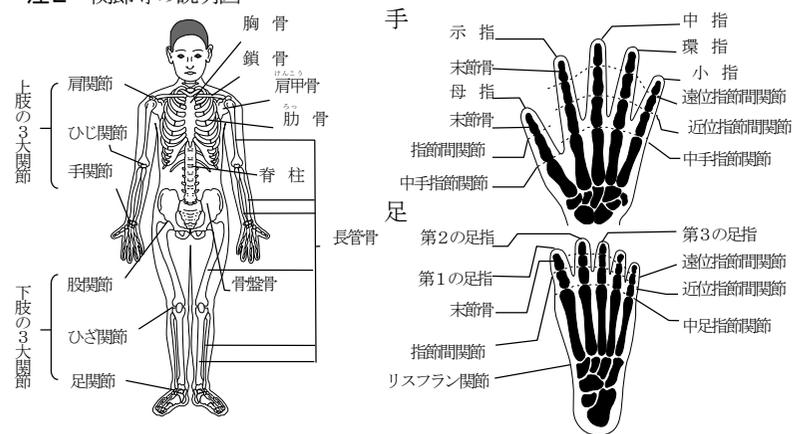
	<p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することがで きる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務 が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の 用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解するこ とが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができ ない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残す もの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残す もの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残す もの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することがで きない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解するこ とができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p>	15%

	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	4%

(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合にかぎります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合にかぎります。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

別表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死	後遺	入	通	テニス
		亡	障害	院	院	用品
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	
4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書		○	○	○	○	○ (注1)
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害または傷害の程度の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○	
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)		○				

12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○
13. その他当社が第5章基本条項第8条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

注1 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書が必要です。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書にかぎります。

注2 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険料分割払特約(団体用)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条（2）の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、同条（2）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1) の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払い込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が（1）の第2回以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、

その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。

- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりです。

第7条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①ア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イ. による解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当社は、（1）の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
①	普通保険約款第8条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第9条（通知義務）（1）の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④	この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ. 保険料がア. 以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤	前条（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（注1）解除

⑤の場合を除きます。

（注2）失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料

解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

（注3）未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（返還保険料の取扱い）

（1）当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料

の全額を一括して、当社の定める日に、指定口座（注）への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

（2）（1）の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

（注）指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

<携行品損害補償>

動産総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
火災	焦げ損害を除きます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（注1）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（注2）をいいます。 （注1）保険契約申込書 付属する明細書がある場合には、これらの書類を含みます。 （注2）当社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の保管場所または展示場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
全損	損害の額が、保険価額以上となることをいいます。保険の対象を積載している輸送用具が行方不明となった時から60日間を経過してもなお発見されない場合は全損とみなします。

損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	保険の対象の保管場所または展示場所と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結されたこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
担保地域	<p>保険責任の及ぶ地域をいい、保険証券に日本国と異なる国または地域が記載されている場合を除き、日本国内とします。*</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※テニス安心プラン（携行品損害補償）においては、日本国内とします。</p> </div>
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
保険価額	この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金をいいます。

保険の対象の価額	<p>再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材は、仕入価額または原価等のその保険の対象の性質または状況に応じた価額とし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>（注）減価額 保険の対象の種類ごとに、次の額を限度とします。</p> <p>ア．設備、装置または機械 稼働しているものは再調達価額の70％に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90％に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90％に相当する額を限度とします。</p> <p>イ．アに規定する以外のもの 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50％に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90％に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90％に相当する額を限度とします。</p>
免責金額	損害保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険の対象について、担保地域内における偶然な事故によって生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払い

ます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または保険の対象を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりません。
- ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注3）または保険の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等。
- ⑤ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置については除きます。
- ⑦ 保険の対象の加工（注4）着手（注5）後の事故
- ⑧ 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注6）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質（注8）によって汚染された物（注9）

の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（3）当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）保険の対象の自然の消耗もしくは劣化

保険の対象が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

（注4）加工

保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業を除きます。

（注5）加工（注4）着手

保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。

（注6）次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注7）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注8）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注9）核燃料物質（注8）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ② 偶然な外来の事故に直接起因しない、電気の作用または機械の稼動に伴って発生した保険の対象の電氣的または機械的の事故。ただし、これらの事故によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ③ 詐欺または横領
- ④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（注1）
- ⑤ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注2）・落石等の水災

（注1）置き忘れまたは紛失

置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

（注2）土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、保険価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額を損害の額とします。

修理によって保険の対象	修理に伴って生じた残		
修理費	— の価額が増加した場合	— 存物がある場合は、そ	= 損害の額
	は、その増加額（注2）	の価額	

- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、当社は、その損害が保険の対象全体の価値におよぼす影響を考慮して、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額を定めます。この場合において、その損害が生じた部分の損害の額が保険価額を超過する場合

のみ全損とみなします。

（注1）次の算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額

保険の対象の種類ごとに、次の額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。

ア．設備、装置または機械

稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

イ．アに規定する以外のもの

日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき額は、保険金額を限度とし、前条の規定による損害の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額が保険価額以上の場合は、保険価額を限度とします。
- (2) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\frac{\text{前条の規定による損害の額}}{\text{損害の額}} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) (1) および (2) の場合において、全損となる場合または事故が火災、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。

(4) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

$$\text{第2条(1)の損害保険金} \times \frac{\text{支払割合}}{(30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(5) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(6) (4) および (5) の場合において、当社は (4) および (5) の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして (1) の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) (1) の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1) または (2) の規定を適用して算出した額とし

ます。

第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（損害額の決定）から前条までの規定をおのおの別々に適用します。

第9条（現物での支払）

当社は、損害の全部または一部について復元もしくは修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

被保険者ごとの保険期間については、重要事項等説明書をご覧ください。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第11条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によ

ってこれを知らなかった場合（注1）

- ③ 保険媒介者（注2）が、保険契約者または被保険者が（2）に規定する事実を告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者（注2）にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が（2）に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
 - ④ 保険媒介者（注2）が、保険契約者または被保険者に対し、（2）に規定する事実を告げることせず、または事実と異なることを告げることを勧めた場合。ただし、保険媒介者（注2）にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が（2）に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
 - ⑤ 保険契約者または被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ⑥ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （4）（2）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（注1）（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（注2）保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。ただし、

当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第12条（通知義務）

テニス安心プランにおいては、通知義務はありません。

- （1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象の保管場所、展示場所または運送経路の変更
 - ② 保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
 - ③ 担保地域の変更
 - ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）の発生
- （2）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- （4）（2）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（注）告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第13条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅

滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第18条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第15条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも、保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第16条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第11条（告知義務）から第14条（保険の対象の譲渡）および第20条（保険金額の調整）以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第17条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第18条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第37条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第21条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第22条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

(3) (1) または (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)の③ア. からオ. までのいずれかにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

第23条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 次のいずれかの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じると

きは、当会社は、下表に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
①第11条（告知義務）（3） ⑤の承認をする場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
②第12条（通知義務）（1） の通知に基づいて保険契約の内容を変更する場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}\right)$
③第16条（契約内容の変更）（1） の承認をする場合	ウ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注3）を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$

(2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 当会社は、(1) ③の規定による追加保険料領収前に生じた事故による損害については、第16条（契約内容の変更）（1）の契約内容の変更の承認がなかったものとして、保険金を支払います。

(4) (1) ①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した損害等については適用しません。

（注1）算出した額

②の場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間に対して算出した額をいいます。

(注2) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 算出した額

②の場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間に対して算出した額をいいます。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第25条 (保険料の取扱い—無効の場合)

第17条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条 (保険料の取扱い—失効の場合)

第18条 (保険契約の失効) の規定により、保険契約が失効となる場合は、当社は、第24条 (保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合) (1) イ. の規定により計算した保険料を返還します。

第27条 (保険料の取扱い—取消しの場合)

第19条 (保険契約の取消し) の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第28条 (保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)

(1) 第20条 (保険金額の調整) (1) の規定により、保険契約者が超過部分についてこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時^{さかのぼ}に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第20条 (保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当社は、第24条 (保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合) (1) イ. の規定により計算した保険料を返還します。

第29条 (保険料の取扱い—解除の場合)

(1) 第11条 (告知義務) (2)、第12条 (通知義務) (2)、第22条 (重大事由による解除) (1) または第24条 (保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合) (2) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、第24条 (1) イ. の規定により計算した保険料を返還します。

(2) 第21条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合も、(1) の規定によることとします。

第30条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容 (注) を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第31条 (損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) (1) の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき (免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます) を除き、当社は、これを負担します。ただし、保険金額 (注1) から第2条 (1) の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく (1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条 (保険金を支払う場合) (1) の事故による損害の額	—	損害の発生または拡大を防止することができたことによる損害の額	=	損害の額認められる額
--------------------------------	---	--------------------------------	---	------------

(4) 第6条 (保険金の支払額) (2)、第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および第8条 (包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定は、(2)

に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額(注2)からそれぞれの保険契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済契約によって支払われるべき共済金の合計額を差し引いた残額または第31条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

(注1) 保険金額

保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

(注2) それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額

それぞれの保険契約の保険金額または共済契約の共済金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第32条(残存物)

当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第33条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 - (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第34条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が

有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第35条(時効)

保険金請求権は、第33条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第37条(保険金支払後の保険契約)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額(注)に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

(注) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第 38 条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第 14 条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 39 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 40 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 41 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第 2 条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金	損害の額（注） （注）損害の額 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
2	第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 300 万円（注） （注）300 万円 他の保険契約等に、限度額が 300 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第 2 条（保険金を支払う場合）(3) の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

携行品一式契約特約

第 1 条（用語の定義）

用語	定義
携行	保険の対象が次のいずれかの状態にあることをいいます。 ① 被保険者の身体に装着している状態 ② 被保険者の身体により移動・運搬されている状態 ③ 被保険者の身辺にあって移動を共にしている状態 ④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者の一連の行動の過程において、被保険者の管理下にある状態 ⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時的に他人に寄託されている状態（注） （注）一時的に他人に寄託されている状態 運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間を除きます。

住宅	保険証券記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。
----	---

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第6条（保険金の支払額）（2）および第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、被保険者が携行中の保険の対象について生じた損害に対して、保険金額を限度として損害保険金を支払います。

第3条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の者およびこれと生計を共にする同居の親族とします。

テニス安心プランにおいては、保険証券の被保険者欄に記載の者のみとし、生計を共にする同居の親族は含まないものとします。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者によって保険証券記載の住宅から一時的に持ち出された、被保険者の所有する家財にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
- ① 船舶（注1）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボードおよびこれらの付属品。
 - ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
 - ③ 動物および植物
 - ④ その他保険証券記載のもの
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から④までのものは、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 現金、手形・小切手、その他の有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずるもの。
 - ② 預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカードその他これらに準ずるもの。
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの。
 - ④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずるもの。
- （注1）船舶
ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。
- （注2）預金証書または貯金証書

通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

臨時費用対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、臨時費用保険金については支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

残存物取片づけ費用対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（3）の規定にかかわらず、残存物取片づけ費用保険金については支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

管球類単独損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、真空管・ブラウン管・電球などの管球類に単独に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は、この規定は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

電氣的・機械的事故対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の取扱に従事する者の誤操作、取扱拙劣、過失に起因して生じた電氣的または機械的事故は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう「電気的作用または機械の移動に伴って発生した保険の対象の電氣的または機械的事故」とみなします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

擦傷等危険対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金を支払いません。

ただし、火災、落雷、破裂または爆発、盗取もしくは運送中の事故により損害が生じた場合または給排水設備（注1）に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢水（注2）により損害が生じた場合を除きます。

- ① かき傷、すり傷、かけ傷、よごれ、しみ、または焦げなどの単なる外形上の損傷または保険の対象の汚損（注3）であって、保険の対象の全体の機能に直接関係のない損害
- ② 温度または湿度の変化に起因して生じた損害

（注1）給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注2）溢水

水が溢れることをいいます。

（注3）保険の対象の汚損

落書きを含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

楽器特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象である楽器について生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 楽器の弦（注）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は、保険金を支払います。
 - ② 楽器の音色または音質の変化
- （注）楽器の弦
ピアノ線を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、動産総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

日付変更に関する損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当するもの（注1）の一部または全部が西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動不能、誤作動または不具合（注2）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① コンピュータおよびその周辺機器
- ② ソフトウェア（注3）
- ③ コンピュータネットワーク
- ④ マイクロプロセッサ等の集積回路
- ⑤ 上記①から⑤までのいずれかに類する機器または部品

（注1）次のいずれかに該当するもの

これらを内蔵したものを含み、被保険者のものであるか否かを問いません。

（注2）作動不能、誤作動または不具合

これらのおそれが生じたことを含みます。

（注3）ソフトウェア

プログラム、アプリケーションソフト、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

テロ危険等対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずテロ行為（注1）によって、またはテロ行為（注1）の結果として生じた損害、損失、費用もしくは傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、情報（注2）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

（注1）テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（注2）情報

プログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。

第2条（適用の範囲）

前条の規定にかかわらず、保険の対象が個人所有の場合は、前条（1）の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

美術品格落損害対象外特約

第1条（損害額の決定）

- （1）当社は、普通保険約款第5条（損害額の決定）にかかわらず、この特約に従い、保険の対象が美術品、宝石・貴金属等である場合において、これらに生じた損傷の修理または補修に要する費用にかぎり、これを損害の額とします。ただし、損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下については、保険金を支払いません。
- （2）当社は、（1）の損害の額が保険金額を超える場合または保険の対象の修理が不可能な場合は、保険金額、保険価額もしくは1事故保険金額のいずれか低い額を限度として、損害保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約（クレジットカード団体用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された動産総合保険普通保険約款をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条（保険料の払込み）

- （1） 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- （2） 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条（2）の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- （1） 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （2）（1）の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- （1） 保険契約者が第2回以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。
- （2） 保険契約者が（1）の第2回以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する

月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（第2回以降の分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだ場合にかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

- （1） 次のいずれかの場合において、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料に差額が生じるときは、普通保険約款の保険料の返還または請求の規定にかかわらず、当社は下表に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求方法
①普通保険約款第11条（告知義務）（1）の規定により告げられた内容が事実と異なる場合	ア． 変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額を返還または請求します。
②普通保険約款第12条（通知義務）（1）に定める事実の発生によって、危険増加が生じた場合または危険の減少が生じた場合	イ． 変更後の年額保険料が変更前の年額保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を返還します。 $\text{変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{12}\right)$

<p>③普通保険約款第 16 条（契約内容の変更）（1）の承認をする場合</p>	<p>－（分割保険料×未払込回数）</p> <p>ウ．変更後の年額保険料が変更前の年額保険料よりも高くなる場合は次の算式により算出した額（注3）を請求します。</p> $\frac{\text{変更後の年額保険料} - \text{変更前の年額保険料}}{12} \times \left(\frac{\text{未経過月数（注2）}}{12} \right)$ <p>料の差額</p>
--	--

- (2) 当社は、保険契約者が（1）①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社は、保険契約者が（1）③の規定による追加保険料領収前に生じた事故による損害については、普通保険約款またはこれに付帯された特約の（1）③の規定による手続きを怠った場合において、その規定による手続きが完了するまでの間に生じた損害に適用する算式によって算出した額を保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (4)（1）①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (6) 当社が（1）の保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

（注1）算出した額

②の場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間に対して算出した額をいいます。

（注2）月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）算出した額

②の場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間に対して算出した額をいいます。

（注4）追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条（保険料の取扱い—失効の場合）

普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により、この保険契約が失効となる場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は前条（1）イ．の規定により算出した額を返還します。

第9条（保険料の取扱い—保険金額の調整の場合）

普通保険約款第20条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は、第7条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）（1）イ．の規定により算出した額を返還します。

第10条（保険料の取扱い—解除の場合）

普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合または普通保険約款の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定にかかわらず、当社は、第7条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）（1）イ．の規定により算出した額を返還します。

第11条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の払込みを完了する前に、当社が1被保険者について保険金額の全額を支払う場合においては、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、保険金の支払われるべき被保険者の年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差し引いた額の全額を一時に払い込まなければなりません。

第12条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア.払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ.払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア.①のア.による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ.①のイ.による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第13条 (返還保険料の取扱い)

(1) 当社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当社は、返還保険料の全額を一括して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

テニス安心プラン【S】(携行品損害補償)に関する追加特約

(保険の対象)

- (1) この特約における保険の対象は、カードに登録された住所の住宅から一時的に持ち出された被保険者の所有する家財とします。ただし、携行品一式契約特約第4条(保険の対象の範囲)(1)の規定にかかわらず、被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する家財についても特別の約定がないかぎり保険の対象に含むものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、携行品一式契約特約第4条(2)に定める保険の対象については、携行品一式の中には含まれないものとします。ただし、携行品一式契約特約

約第4条(3)①、②、④および下表に掲げるものは、保険の対象に含むものとします。

乗車券等(鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット

(3)(1)および(2)の規定にかかわらず、下表に掲げるものは、保険の対象に含まれないものとします。

① 船舶(ヨット・モーターボート・および水上オートバイならびにボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジオコントロール模型、その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品
② 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、ワードプロセッサ、タブレット端末その他これらに類する物およびこれらの付属品
③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずるもの

(免責項目の追加)

乙は、普通約款の第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)その他次の各号に掲げる損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) テニスボールだけの盗難 (2) ガットのみに生じた損害

(保険金額)

- (1) 普通約款第5条(損害額の決定)(2)で規定する損害の額からは「メーカー保証」「量販店保証」等により被保険者が負担を免れる金額を除きます。
- (2) 各被保険者の保険金額は(保険の対象)(2)の保険の対象については30,000円とし、(保険の対象)に定める保険の対象全てについて総合計で150,000円とします。
- (3) 乙が保険金を支払った場合には、保険金額から支払った損害保険金の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

(普通約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、次の普通約款に掲げる規定は適用しません。

- ①第6条(保険金の支払額)(2)ないし(6)
- ②第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(3)
- ③第8条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

④第14条(保険の対象の譲渡)

⑤第20条(保険金額の調整)

⑥第28条(保険料の取扱い—保険金額の調整の場合)

⑦第37条(保険金支払後の保険契約)

⑧別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 2および3

SOMPOダイレクト損害保険株式会社

SDU8521 - 09 (2024.10)